

国土交通省からのお願い

## 「標準的運賃」に係る 実態調査への協力依頼について

### 貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を経営する際の参考となる運賃を示す「標準的運賃」の告示制度が創設されました。国土交通省では本制度に基づき、令和2年4月に「標準的運賃」の告示を行い、令和6年3月に改正を行ったところです。

この度、「標準的運賃」の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者の方を対象として、アンケートを実施することといたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。「標準的運賃」に関するご実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

※前回調査から、あまり期間があいておりませんが、今回は令和6年度の1年度を通じてのご回答としていただければと思います。

#### ◆アンケートの回答方法

アンケートは次ページ以降に記載の URL（又は二次元バーコード）にパソコン等でアクセスいただくことにより、回答いただくことができます。

※調査会社より、メールにて URL を入手することも可能です。件名に「アンケート URL 希望」と記載の上、空メールをお送りください。⇒ [\(お問い合わせ先\)](#)

#### ◆アンケート回答期限：

~~令和7年3月28日（金）~~ **令和7年4月30日（水）**

##### 【調査主体】

国土交通省 物流・自動車局貨物流通事業課 担当：平田  
東京都千代田区霞が関 2-1-3 (03-5253-8575)

##### 【お問い合わせ先（調査会社）】

株式会社佐伯コミュニケーションズ クリエイティブ事業部 担当：今市  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-29-7 ドルミ御苑 1002

**Mail : [truck@saiki.co.jp](mailto:truck@saiki.co.jp)** (TEL : 03-5368-4301)

※リモート勤務を行っている場合がございます。

そのためお問い合わせの際は、お手数ではございますが、一度メール ([truck@saiki.co.jp](mailto:truck@saiki.co.jp)) にてご連絡をいただけますと幸甚でございます。

※アンケートの内容については、次ページをご参照ください。

## 運送事業者様向け アンケート調査内容

〈調査内容〉 標準的運賃の浸透・活用状況、多重下請け等について

1. 貴社の概要（業務内容等）
2. 貴営業所の概要（所在地、主な取扱品目、企業規模等）
3. 標準的な運賃の認知状況
4. 令和6年度契約における原価計算の実施状況
5. 令和6年度契約の運賃交渉状況
6. 令和6年度中のドライバーの賃上げの状況
7. 令和7年度契約の交渉予定
8. 令和6年度における庸車の実施状況
9. その他

### アンケートサイトのURL

アンケートサイトは、以下のURL からパソコン等でアクセスの上、ご回答をお願いいたします。

• URL : <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/truck/2025/>

または

• 右の二次元バーコードによりアクセス



**※注意※ URL はアドレスバー（黒枠）に入力してください**



※標準的運賃の告示制度に関する情報は以下のURL よりご確認ください。

◎標準的運賃について

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html)

# 「標準的運賃」に係る実態調査への協力依頼について

⇒ 4月18日(金)まで期間を延長しました。会員企業への呼びかけをお願いします！

4月30日(水)まで再延長 1件でも多くのアンケートの提出をお願いします！！

国土交通省からのお願い

## 「標準的運賃」に係る 実態調査への協力依頼について

### 貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。  
平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を営む際の参考となる運賃を示す「標準的運賃」の告示制度が創設されました。国土交通省では本制度に基づき、令和2年4月に「標準的運賃」の告示を行い、令和6年3月に改正を行ったところです。

この度、「標準的運賃」の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者の方を対象として、アンケートを実施することといたしましたので、ご協力のほどよろしくご願ひいたします。

※本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。「標準的運賃」に関するご実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

※前回調査から、あまり期間が空いておりませんが、今回は令和6年度の1年度を通じてのご回答としていただければと思います。

#### ◆アンケートの回答方法

アンケートは次ページ以降に記載の URL (又は二次元バーコード) にパソコン等でアクセスいただくことにより、回答いただくことができます。

※調査会社より、メールにて URL を入手することも可能です。件名に「アンケート URL 希冀」と記載の上、空メールをお送りください。⇒ [お問い合わせ先](#)

#### ◆アンケート回答期限:

令和7年3月28日(金)

#### 【調査主体】

国土交通省 物流・自動車局貨物流通事業課 担当：平田  
東京都千代田区轟が間 2-1-3 (03-5253-8575)

#### 【お問い合わせ先(調査会社)】

株式会社佐伯コミュニケーションズ クリエイティブ事業部 担当：今市  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-29-7 西武御苑 1002  
Mail: [truck@saiki.co.jp](mailto:truck@saiki.co.jp) (TEL: 03-5368-4301)

※リモート勤務を行っている場合がございます。  
そのためお問い合わせの際は、お手数ですが、一度メール ([truck@saiki.co.jp](mailto:truck@saiki.co.jp)) にてご連絡をいただけますと幸いです。

※アンケートの内容については、次ページをご参照ください。

### 運送事業者様向け アンケート調査内容

〈調査内容〉 標準的運賃の浸透・活用状況、多重下請け等について

1. 貴社の概要(業務内容等)
2. 貴営業所の概要(所在地、主な取扱品目、企業規模等)
3. 標準的運賃の認知状況
4. 令和6年度契約における原価計算の実施状況
5. 令和6年度契約の運賃交渉状況
6. 令和6年度中のドライバーの賃上げの状況
7. 令和7年度契約の交渉予定
8. 令和6年度における雇車の実施状況
9. その他

### アンケートサイトの URL

アンケートサイトは、以下の URL からパソコン等でアクセスの上、ご回答をお願いします。

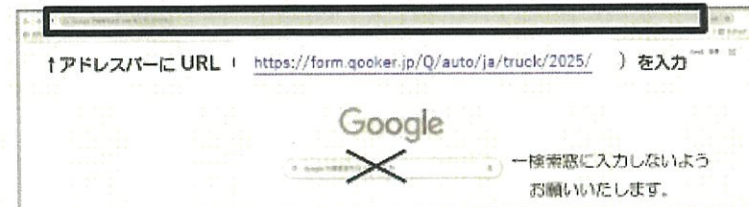
・ URL : <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/truck/2025/>

または

・ 右の二次元バーコードによりアクセス



※注意※ URL はアドレスバー(黒枠)に入力してください



※標準的運賃の告示制度に関する情報は以下の URL よりご確認ください。

◎標準的運賃について  
[https://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha\\_tk4\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_tk4_000118.html)